

「ピーポくんの家」見舞金補償制度のご案内

八王子市立小学校PTA連合会
八王子市・八王子市教育委員会

1 見舞金補償制度とは

「ピーポくんの家」協力者や家族などが子どもたちを保護したことにより、不審者などからケガを負わされたり、家屋などに損害を受けたりした場合に、見舞金が支払われる制度です。保険料は、八王子市教育委員会が負担しています。

2 登録方法

「ピーポくんの家」に登録すると、各学校などの名簿に記載され、その時点で保険に加入したことになります。

3 支払いの対象となる事故

次のような事故が発生した場合に、見舞金が支払われます。

- (1) 「ピーポくんの家」に子どもが避難した時点から一週間以内に補償対象者が、不審者などから身体的危害を受けた場合
- (2) 「ピーポくんの家」に子どもが不審者などから身を守るために避難している間、不審者などから補償対象物が物的損害を受けた場合

※いずれも事故発生後、速やかに警察署へ被害届を提出し、同時に学校へ報告してください。

4 見舞金の補償対象者

- (1) 住宅の場合：「ピーポくんの家」登録者、当該住宅に居住する登録者の親族（6親等以内の血族及び3親等以内の姻族。ただし、内縁の妻を含む）
- (2) 店舗の場合：当該店舗の事業主、従業員（アルバイトを含む）及び来訪者

5 見舞金の補償対象物

「ピーポくんの家」とその付属建物、付属設備及び収容動産（自動車及び原付自転車を除く）

6 見舞金の額

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) 死亡・後遺障害見舞金額（1名につき） | 200万円 |
| (2) 入院見舞金額（1名につき） | 5万円 |
| (3) 通院見舞金額（1名につき） | 1万円 |
| (4) 建物損害見舞金額（1軒につき） | 3万円 |

【見舞金支払いまでの流れ】

この保険は、八王子市教育委員会が契約者となり、保険契約をすることで「ピーポくんの家」の活動に伴い生じた損害を補償するものです。

